

## 2 個人情報保護審査会答申の概要

### 個人情報保護審査会答申第 102 号の概要

件名	国歌斉唱時不起立者氏名利用不停止の件（諮問第 110 号）		
請求情報概要	利用停止請求の対象は、特定の神奈川県立高等学校の校長（以下「本件校長」という。）が高校教育課長に提出した異議申立人に係る経過説明書に記載された情報のすべてである。		
請求年月日	平成 20 年 4 月 22 日、5 月 1 日	決定年月日	平成 20 年 5 月 19 日
決定内容	利用不停止	実施機関	教育委員会（高校教育課）
不停止部分	請求情報すべて		
不停止根拠条項	条例第 38 条第 1 項		
不停止理由	<p>1 本件行政文書に記載されている情報（以下「本件情報」という。）は、いずれも客観的な事実であり、異議申立人の思想信条は記載されていない。したがって、本件情報は、条例第 6 条により取扱いを制限されている思想信条には当たらない。</p> <p>2 平成 19 年 10 月 24 日付けの神奈川県個人情報保護審査会答申を踏まえ、本件情報を含む情報の取扱いについて、神奈川県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、意見を聴いた。</p> <p>教育長は、本件審議会答申を踏まえ、入学式・卒業式の国歌斉唱時に起立しなかった教職員の氏名把握を継続することを決定しており、その決定に基づいて本件情報を取り扱ったことは、条例第 6 条ただし書に該当し、条例上取扱いが許されるものである。</p> <p>3 本件情報については、明確な目的のもとに、必要な範囲において取り扱っているものであるから、条例第 8 条第 1 項に反しない。本件情報の収集にあたっては、公の場所で校長、副校長等が目視し、その後校長が本人に対して事実の確認を求める機会を設けており、条例第 8 条第 2 項に反しない。本人外収集に関する条例第 8 条第 3 項第 7 号に基づき審議会に諮問を行い、本件審議会答申を踏まえて取り扱っており、条例第 8 条第 3 項に反しない。</p>		
異議申立年月日	平成 20 年 7 月 18 日	異議申立ての趣旨	利用停止処分を求める。
異議申立ての理由	<p>1 本件情報は、条例第 6 条において、原則取扱い禁止とされている思想信条情報に該当する。</p> <p>2 審議会は、教育委員会に諮問内容を不適とする答申を踏まえて判断することを求めているが、その答申内容が教育委員会の不起立情報収集に対し、お墨付きを与えたわけではなく、条例第 6 条ただし書に該当しない。</p> <p>3 本件校長は収集目的を示さず、異議申立人の同意を得ることもなく、本件情報を教育委員会に報告しており、条例第 8 条の規定に違反している。</p>		
諮問年月日	平成 20 年 8 月 13 日		
審査会の結論	異議申立人に係る自己を本人とする個人情報の利用を不停止とした処分は、取り消すべきである。		
審査会判断理由	<p>1 本件行政文書について 本件行政文書は、本件校長が作成し高校教育課長に提出した、平成 19 年度卒業式及び平成 20 年度入学式において異議申立人が国歌斉唱時に起立しなかった事実に係る経過説明書である。</p> <p>2 本件情報について 本件情報は、本件行政文書に記載されている、該当教諭に係る職・氏名、発生日時、職員への指導、事実の確認状況及び指導経過に係る情報である。</p> <p>3 条例第 6 条該当性について (1) 条例第 6 条本文該当性について 教育委員会による重ねての指導が行なわれ、服務上の責任を問い、厳正に対処する考えが示されるなどの中で、明確な理由なく国歌斉唱時の起立を拒否することは想定しがたい。また、異議申立人の多くは、過去において日の丸・君が代が果たしてきた役割に対する否定的評価を不起立の理由として挙げている。</p> <p>したがって、教育委員会が本件情報の収集を行なった経緯、異議申立人の主張等を総合的に考慮すると、本件情報は、異議申立人の一定の思想信条を推知し得</p>		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 判 断 理 由</p>	<p>る情報であり、条例第6条で原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であると判断する。</p> <p>(2) 条例第6条ただし書「あらかじめ審議会の意見を聴いた上で正当な事務等の実施のために必要があると認めて取り扱うとき」該当性について</p> <p>審議会の答申において、「本件事務の正当性及び必要性を積極的に認めるという意味において、本件諮問の内容を適当とする答申を行なうことはなし難い」、「諮問の内容を不適とする本答申」としていることから、審議会が、諮問の内容を適当としていないことは明らかである。</p> <p>実施機関が答申と異なる職権行使をする場合には、慎重に審議して結論を出すことは当然として、審議会答申の趣旨を踏まえ、審議会答申に反してあえて正当な事務等の実施のために必要があると判断することについて十分な理由を示すことが審議会制度の趣旨から求められる。</p> <p>教育委員会が、審議会の答申を受けて、今後の対応について決定した際の資料には、どのような理由により氏名収集を継続することになったのか明確な理由は記載されておらず、また、平成20年2月4日の教育委員会における説明においても、審議会答申の「最終的にいかなる職権行使をするかは、実施機関である教育委員会に条例上ゆだねられているところと解される。」という部分を過度に重視し、審議会で論じられた本件情報の取扱いが憲法上の人権に深く関わるといった特殊性などにあまり触れられていない。教育委員会は、審議会答申の趣旨を踏まえ、その上で諮問内容を適当としない審議会答申に反してあえて正当な事務等の実施のために必要があると判断することについて、十分な理由を示して結論を出したとはいえない。</p> <p>したがって、本件情報を取り扱うことについて、条例第6条ただし書に該当するとはいえない。</p> <p>4 条例第8条該当性について</p> <p>本件情報は、条例第6条において原則取扱い禁止とされている思想信条に該当する情報であり、同条ただし書に基づき、例外的に取り扱うことができる情報には該当しないと判断するので、本件情報について、条例第8条該当性を判断する必要はない。</p> <p>5 付言</p> <p>本答申は、実施機関の処分の取消しを求めるものだが、審査会がその結論に至った判断理由は、審議会答申後の実施機関の対応にあるので、今後、実施機関が同様の情報を取り扱う場合に、改めて審議会への諮問を求めるものではないことを念のため申し添える。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成22年1月20日（答申第102号）</p>

**個人情報保護審査会答申第120号の概要**

<b>件名</b>	県立高校事故報告書等一部不開示の件（諮問第120号）		
<b>請求情報の概要</b>	特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）の校長（以下「本件校長」という。）が異議申立人に関して作成した事故報告書（以下「本件報告書」という。）及び本件高校において行われた事情聴取の報告書（以下「本件聴取概要」という。）に記録された、自己を本人とする個人情報		
<b>請求年月日</b>	平成20年7月28日	<b>決定年月日</b>	平成20年8月11日
<b>決定内容</b>	一部不開示	<b>実施機関</b>	教育委員会（行政課）
<b>不開示部分</b>	本件報告書及び本件聴取概要（以下「本件行政文書」と総称する。）に記載された情報のうち、異議申立人が取消しを求めている情報は、本件行政文書に記録された本件校長の見解及び本件校長の異議申立人に関する評価（以下「本件評価」という。）である。		
<b>不開示根拠条項</b>	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号及び3号		
<b>不開示理由</b>	1 異議申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより当該個人の正当な利益を侵害するおそれがある。 2 個人の指導、評価に関する情報であって、開示をすることにより、当該指導、評価に著しい支障を生ずるおそれがある。		
<b>異議申立年月日</b>	平成20年9月29日	<b>審査請求の趣旨</b>	一部不開示処分の取消しを求める。
<b>異議申立理由</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件報告書に記載された校長の見解は、異議申立人の個人情報であり、開示しても関係生徒等に影響を与えるおそれはない。</li> <li>・ 本件聴取概要に記載された本件評価は、異議申立人の個人情報であり、開示しても他者への著しい支障を生じるおそれはない。</li> </ul>		
<b>諮問年月日</b>	平成20年10月16日（受理）		
<b>審査会の結論</b>	実施機関が、本件行政文書に記録された個人情報を一部不開示としたことは、妥当である。		
<b>審査会の判断理由</b>	<p>（本件行政文書について）</p> <p>本件報告書は、異議申立人に関して本件校長が作成し、実施機関に提出した事故報告書を回覧した文書であり、本件聴取概要は、本件報告書の提出を受け、実施機関が異議申立人の行為の内容等について、異議申立人及び関係者に対して行った事情聴取の概要を回覧した文書である。</p> <p>（本件異議申立ての対象について）</p> <p>本件異議申立てに係る異議申立書には、本件報告書に記録された本件校長の見解及び、本件聴取概要に記録された本件評価の開示を求める趣旨が記載されている。</p> <p>一方、当審査会が指名した委員が、異議申立人から本件異議申立てに係る対象情報の範囲について聴取したところ、本件聴取概要に記録された本件校長の見解を含めて、開示を求める趣旨であることが確認された。</p> <p>以上のことから、当審査会としては、本件異議申立てに係る対象情報の範囲を、本件報告書及び本件聴取概要に記録された本件校長の見解（以下「本件見解」という。）並びに本件聴取概要に記録された本件評価であると認め、当該情報を不開示とした本件処分の是非について、以下、検討する。</p> <p>（条例第20条第2項第1号該当性について）</p> <p>1 実施機関は、本件校長の見解は、異議申立人以外の個人情報であり、本件校長にとって知られたくない情報に当たるため、これを開示すると、異議申立人と本件校長の間に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、異議申立人以外の個人の正当な利益を侵害するおそれがあることから、条例第20条第2項第1号に該当すると説明している。</p> <p>2 当審査会が確認したところ、本件見解は、本件校長が識別される情報であること</p>		

	<p>から、本号前段で規定する「開示を請求した者以外の個人に関する情報」に該当すると認められる。</p> <p>3 本件見解は、本件校長が、異議申立人及び関係者に対する心情等を率直に吐露した内容が記載されたものであり、当該情報は、通常、本件校長にとって他人に知られたくない性質の情報であると考えられる。</p> <p>したがって、本件見解は、異議申立人に開示することにより、本件校長の正当な利益を侵害するおそれがあることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。</p> <p>(条例第20条第2項第3号該当性について)</p> <p>1 実施機関は、本件評価は本件校長の異議申立人に対する評価に係る供述を記載したものであり、これを異議申立人に開示することにより、本件校長と教育委員会の信頼関係を損ね、素直な供述を得ることができなくなり、今後反復、継続される同種の指導、評価等を行うことが困難になるおそれがあることから、条例第20条第2項第3号に該当すると説明している。</p> <p>2 本件評価は、実施機関が異議申立人に対する人事上の措置を検討するに当たって、本件校長から事情を聴取した際の発言内容をまとめたものであり、教育委員会がこれらの情報を基に、人事上の措置を検討していることから、個人の指導、評価等に関する情報であると認められる。</p> <p>3 本件評価は、教育委員会が異議申立人の処分を検討するに当たり、非違行為の態様について適正な評価を行うために聴取したものであり、また、本件校長は異議申立人に対する評価を率直かつ具体的に発言しており、他に知られることを前提として発言したものであるとは考え難い。</p> <p>したがって、本件評価は、開示することにより、今後行われる同種の事情聴取において、関係者が評価に関する情報を述べるに当たり、自らの率直な評価について発言しづらくなるなど関係者の発言を抑制し、教育委員会が行う適正な評価に支障を生じさせ、結果として事情聴取が形骸化して公正な人事上の措置が困難になるおそれが生じ、今後も反復、継続される指導、評価等に著しい支障が生ずるおそれがある情報であると認められることから、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。</p>
<p><b>答 申 年 月 日</b></p>	<p>平成22年3月1日（答申第120号）</p>

個人情報保護審査会答申第 121 号の概要

件名	県立高校事故報告書等不訂正の件（諮問第131号）		
訂正請求の概要	異議申立人に係る事故報告書（以下「本件報告書」という。）及び事情聴取の概要（以下「本件聴取概要」という。）の2文書（以下「本件行政文書」と総称する。）に記録された、自己を本人とする個人情報の一部（以下「本件不訂正情報」という。）について、訂正を求める。		
請年月日	平成20年9月29日	決定期日	平成20年10月28日
決定内容	不訂正	実施機関	教育委員会（行政課）
不訂正理由	本件不訂正情報は、特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）の校長（以下「本件校長」という。）が本件報告書を作成した時点での認識した事実及び、事情聴取を受けた本件校長が事故に関して記憶・認識した事実を述べたものであり、単純な書き間違い又は不十分なために読む者に誤解を生じさせる記載ではないことから、訂正及び削除する必要がない。		
異議申立年月日	平成20年11月19日	異議申立ての趣旨	不訂正処分の取消しを求める。
異議申立ての理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件報告書の内容は、本件校長の意図に基づいて収集された「事実」により構成された「解釈」であり、客観性が担保されていない。また、本件報告書全体が、異議申立人に反発する生徒の訴えだけを基に作成されたものであり、公平性が担保されていない。</li> <li>・本件報告書の特定の記載は事実と異なり、現状の文章であると誤解を生むので、訂正を求める。</li> <li>・本件報告書の特定の記載は事実誤認に基づいているため、全文削除を求める。</li> <li>・本件聴取概要については、事故後に異議申立人が聴取を受け回答した内容と異なっており、読む者に誤った印象を与えるため、記載内容の訂正を求める。</li> </ul>		
諮問年月日	平成20年12月18日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、本件報告書及び本件聴取概要に記録された個人情報を不訂正としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件不訂正情報の「事実」該当性について）</p> <p>本件不訂正情報は、本件行政文書に記載された異議申立人及び関係者からの聴取内容、事実関係等の異議申立人に係る個人情報である。</p> <p>こうした情報は、その性質に照らせば、客観的な事実を基にして正確に記載されるべき内容と考えられ、誤りかどうか客観的に判断できるので、「事実」に該当すると認められる。</p> <p>（本件不訂正情報の「誤り」該当性について）</p> <p>1 本件報告書に記載された異議申立人からの聴取内容のうち特定箇所（以下「異議申立人聴取内容」という。）について</p> <p>ア 異議申立人は、当時の状況からすると不適切であり誤解を生みやすい、事実と異なる内容が記載されている、記載内容が不十分である、及び異議申立人に対する聴取の際に話題となっていない事項が、異議申立人聴取内容として記載され、それが常習的であるかのような記述となっているとして、異議申立人聴取内容の訂正及び削除を求めている。</p> <p>イ 異議申立人聴取内容は、本件校長等による事情聴取の場において、異議申立人が発言した内容の概要として記載された情報である。</p> <p>このような情報の性質に照らせば、「誤り」の有無は、発言内容が客観的な事実と合致しているか否かではなく、当該事情聴取の際に異議申立人が発言した内容が、正確に記録されているか否かにより判断すべきと解する。</p> <p>ウ 本件報告書について調査審議したところ、異議申立人聴取内容が、本件校長等による事情聴取の際の異議申立人の発言内容を、正確に記録した内容となっていないことを確認できず、誤りがあるとまではいえない。</p> <p>2 本件報告書に記載された被害生徒からの聴取内容のうち特定箇所（以下「被害生徒聴取内容」という。）について</p>		

審査会の  
判断理由

- ア 異議申立人は、事実と異なる内容が記載されている、及び異議申立人に対する聴取の際に話題となっていない事項が、被害生徒聴取内容として記載され、それが常習的であるかのような記述となっているとして、被害生徒聴取内容の訂正及び削除を求めている。
- イ 被害生徒聴取内容は、本件高校の副校長等による事情聴取の場において、被害生徒が発言した内容の概要として記載された情報である。  
このような情報の性質に照らせば、「誤り」の有無は、発言内容が客観的事実に合致しているか否かではなく、当該事情聴取の際に被害生徒が発言した内容が、正確に記録されているか否かにより判断すべきと解する。
- ウ 本件報告書について調査審議したところ、被害生徒聴取内容が、本件高校の副校長等による事情聴取の際の被害生徒の発言を、正確に記録した内容となっていないことを確認できず、誤りがあるとまではいえない。
- 3 本件報告書に記録された本件校長が認定した事実のうち特定箇所（以下「本件校長認定事実」という。）について
- ア 異議申立人は、異議申立人に対する聴取の際に話題となっていない事項が、本件校長認定事実として記載され、それが常習的であるかのような記述となっているとして、本件校長認定事実の訂正又は削除を求めている。
- イ 本件校長認定事実は、本件校長が本件報告書作成時に認定した事実として記載された情報である。  
校長が認定した事実として事故報告書に記載される内容は、本来、客観的事実と合致しているべきであるが、実施機関が行う事情聴取等の結果、記載内容が客観的事実に合致していないことが判明する場合等もあり得るものと考えられる。  
このような情報の性質に照らせば、本件校長認定事実に関する「誤り」の有無は、その内容が客観的事実に合致しているか否かではなく、異議申立人及び関係者に対する事情聴取の結果に基づき、本件校長が本件報告書作成時において認定した内容であるか否かにより判断すべきと解する。
- ウ 本件報告書について調査審議したところ、本件校長認定事実が、本件校長が本件報告書作成時に認定した内容ではないことを確認できず、誤りがあるとまではいえない。
- 4 本件報告書に記録された特定事案に係る記載（以下「特定事案に係る記載」という。）について
- ア 異議申立人は、特定事案に係る記載は事実誤認に基づくものであるとして、特定事案に係る記載の削除を求めている。
- イ 特定事案に係る記載は、異議申立人及び関係者に対する事情聴取を行った結果、本件校長が事故として認定した事案に係る情報である。  
校長が特定の事案について事故として認定する場合、当該認定は、本来、客観的事実に基づき行われるべきであるが、実施機関が行う事情聴取等の結果、その認定の根拠となる情報が、客観的事実に合致していないことが判明する場合等もあり得るものと考えられる。  
このような情報の性質に照らせば、特定事案に係る記載に関する「誤り」の有無は、事故としての認定が客観的事実に基づき行われたか否かではなく、特定事案に係る記載の内容が、本件校長等が本件報告書作成時に行った、異議申立人及び関係者に対する事情聴取の結果に基づいているか否かにより判断すべきと解する。
- ウ 本件報告書について調査審議したところ、特定事案に係る記載の内容が、本件報告書作成時における、異議申立人及び関係者に対する事情聴取の結果に基づいていないことを確認できず、特定事案に係る記載を削除するまでの誤りがあるとは認められない。
- 5 本件聴取概要に記録された本件校長からの聴取内容のうち特定箇所（以下「本件校長聴取結果」という。）について
- ア 異議申立人は、本件校長聴取結果に記載されているような発言を異議申立人が行った事実はなく、異議申立人が聴取を受け、回答した内容とも異なっているととして、本件校長聴取結果の訂正を求めている。
- イ 本件校長聴取結果は、実施機関による事情聴取の場において、本件校長が異議申立人の発言等について述べた内容の概要として記載された情報である。  
このような情報の性質に照らせば、「誤り」の有無は、異議申立人の発言等に係る記載内容が客観的事実に合致しているか否かではなく、当該事情聴取の際に本件校長が述べた内容が、正確に記録されているか否かにより判断すべきと解す

	る。 ウ 本件聴取概要について調査審議したところ、本件校長聴取結果は、実施機関による事情聴取の際に本件校長が述べた内容について、正確に記録したものではないことを確認できず、誤りがあるとは認められない。
答申年月日	平成22年3月1日（答申第121号）

個人情報保護審査会答申第 122 号の概要

件名	県立高校事情聴取調書等一部不開示の件（その 1）（諮問第 121 号）		
請求概要	開示請求の対象は、異議申立人に関して、特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）において行った、教員及び生徒に対する事情聴取等に関する調書に記録された、自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成 20 年 7 月 7 日	決定期日	平成 20 年 8 月 11 日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会（教職員課）
不開示部分	異議申立人に係る指導・観察状況報告書等（以下「本件行政文書」と総称する。）のうち、本件高校における異議申立人の行動について発言した、本件高校の特定の教職員及び生徒（以下「本件発言者」と総称する。）の氏名、教職員の職名、生徒が所属する科の名称、学年、組等（以下「本件不開示情報」と総称する。）。		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 20 条第 2 項第 1 号		
不開示理由	異議申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがある。		
異議申立年月日	平成 20 年 10 月 10 日	審査請求の趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
異議申立の理由	<p>1 本件行政文書には、異議申立人の身に覚えのない内容が記載されており、直接、本件発言者に抗議し、発言の取り消し、又は不適切であることを認めさせ、謝罪を要求する必要がある。</p> <p>2 異議申立人が身分を失ったことと、本件発言者のプライバシーを守ることとを比較衡量しても、異議申立人がこれらの発言が基で身分を失うに至ったことによる不利益は大きい。</p>		
諮問年月日	平成 20 年 10 月 22 日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書に記録された個人情報を一部不開示としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について）</p> <p>県立高等学校の教員等のうち、授業が成立しないなど指導力が不足している教員及び資質に問題のある教員に対して、校長等は指導・観察記録を作成し、教育委員会に報告するとともに、指導力及び資質の向上に向けて、継続した指導・研修を実施している。</p> <p>本件行政文書は、上記の過程において作成された文書である。</p> <p>（条例第 20 条第 2 項第 1 号該当性について）</p> <p>1 実施機関は、本件行政文書に記載された情報は、本件発言者と本件高校の信頼関係の下に提供された情報であり、また本件発言者にとって、異議申立人に知られたくないプライバシーに関わるものであるため、開示することにより、本件発言者が特定されると、本件発言者と異議申立人との関係に支障が生じ、本件発言者の正当な利益を侵害するおそれがあることから、本件不開示情報は、条例第 20 条第 2 項第 1 号に該当すると説明している。</p> <p>2 当審査会が確認したところ、本件不開示情報は、本件発言者が識別され、又は識別され得る情報と認められることから、本号前段で規定する「開示を請求した者以外の個人に関する情報」に該当すると判断する。</p> <p>3 本件行政文書には、本件発言者が異議申立人の行動について発言した内容が記載されており、その内容を考慮すると、本件発言者が識別され、又は識別され得る情報は、通常、本件発言者にとって異議申立人に知られたくない性質の情報であると考えられる。</p>		

<b>審 査 会 の 判 断 理 由</b>	したがって、本件不開示情報は、異議申立人に開示することにより、本件発言者の正当な利益を侵害するおそれがあると認められることから、条例第 20 条第 2 項第 1 号に該当すると判断する。
<b>答 申 年 月 日</b>	平成22年 3 月 1 日（答申第122号）

個人情報保護審査会答申第 123 号の概要

件名	県立高校事情聴取調書等一部不開示の件（その 2）（諮問第122号）		
請求情報概要	開示請求の対象は、異議申立人に関して、特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）において行った、教員及び生徒に対する事情聴取等に関する調書に記録された、自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成20年 7 月 7 日	決定期日	平成20年 8 月 11 日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会（県立高等学校）
不開示部分	異議申立人に係る指導・観察状況報告書等（以下「本件行政文書」と総称する。）のうち、本件高校における異議申立人の行動について発言した、本件高校の特定の教職員及び生徒（以下「本件発言者」と総称する。）の氏名、教職員の職名、生徒が所属する科の名称、学年、組等（以下「本件不開示情報」と総称する。）。		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第 2 項第 1 号		
不開示理由	異議申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがある。		
異議申立年月日	平成20年10月10日	審査請求の趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
異議申立の理由	<p>1 本件行政文書には、異議申立人の全く身に覚えのない内容が記載されており、これらの記載により異議申立人は名誉を毀損され、組織内での信用を低下させられたので、直接、本件発言者に抗議し、発言の取り消し及び謝罪を要求する必要がある。</p> <p>2 異議申立人が身分を失ったことと、本件発言者の秘密を守ることとを比較衡量しても、本件発言者による発言が原因の一つとなって、異議申立人が身分を失ったことによる不利益は大きい。</p>		
諮問年月日	平成20年10月29日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書に記載された個人情報を一部不開示としたことは、妥当である。		
審査会の理由	<p>（本件行政文書について）</p> <p>県立高等学校の教員等のうち、授業が成立しないなど指導力が不足している教員及び資質に問題のある教員に対して、校長等は指導・観察記録を作成し、教育委員会に報告するとともに、指導力及び資質の向上に向けて、継続した指導・研修を実施している。</p> <p>本件行政文書は、上記の過程において作成された文書等である。</p> <p>（条例第 20 条第 2 項第 1 号該当性について）</p> <p>1 実施機関は、本件行政文書に記載された情報は、本件発言者と本件高校の信頼関係の下に提供された情報であり、また本件発言者にとって、異議申立人に知られたくないプライバシーに関わるものであるため、開示することにより、本件発言者が特定されると、本件発言者と異議申立人との関係に支障が生じ、本件発言者の正当な利益を侵害するおそれがあることから、本件不開示情報は、条例第 20 条第 2 項第 1 号に該当すると説明している。</p> <p>2 当審査会が確認したところ、本件不開示情報は、本件発言者が識別され、又は識別され得る情報と認められることから、本号前段で規定する「開示を請求した者以外の個人に関する情報」に該当すると判断する。</p> <p>3 本件行政文書には、本件発言者が異議申立人の行動について発言した内容が記載されており、その内容を考慮すると、本件発言者が識別され、又は識別され得る情報は、通常、本件発言者にとって異議申立人に知られたくない性質の情報であると</p>		

<b>審 査 会 の 判 断 理 由</b>	考えられる。 したがって、本件不開示情報は、異議申立人に開示することにより、本件発言者の正当な利益を侵害するおそれがあると認められることから、条例第 20 条第 2 項第 1 号に該当すると判断する。
<b>答 申 年 月 日</b>	平成22年 3 月 1 日（答申第123号）

個人情報保護審査会答申第124号の概要

件名	指導・観察状況報告書等一部不開示の件（諮問第133号）		
請求情報の概要	開示請求（以下「本件請求」という。）の対象は、県立高等学校（以下「本件高校」という。）の校長（以下「本件校長」という。）が作成した、異議申立人に係る指導・観察状況報告書等（以下「本件行政文書」と総称する。）に記載された、自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成20年10月6日	決定年月日	平成20年11月14日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会（教職員課）
不開示部分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件行政文書のうち、本件高校における異議申立人の行動について発言した、本件高校の特定の教職員及び生徒（以下「本件発言者」と総称する。）の氏名、教職員の職名、職務内容等（以下「本件第三者情報」と総称する。）。</li> <li>2 本件行政文書のうち、本件校長が、異議申立人に係る健康管理上の指導、職務に関する適性及び人事異動上の扱いといった人事管理に関して述べた情報（以下「本件人事管理情報」と総称する。）。</li> </ol>		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号及び5号		
不開示理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 異議申立人以外の個人に関する情報であり、開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがある。</li> <li>2 人事管理に関する情報であり、開示をすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。</li> </ol>		
異議申立年月日	平成21年1月9日	審査請求の趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
異議申立理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件行政文書に記載された内容には、誇張や事実と反する点が見受けられ、直接、本件発言者に問いただす必要がある。</li> <li>2 異議申立人に種々の不安を与える原因となった、本件発言者の秘密を守ることよりも、異議申立人が被った不利益の方が大きい。</li> <li>3 本件第三者情報及び本件人事管理情報の一部については、異議申立人が、人事上の処分について人事委員会に審査請求を行い、争った際に、教育委員会から受け取った書証（以下「本件書証」という。）又は本件請求とは別に教育委員会に開示の請求を行い、既に開示を受けた文書（以下「本件開示文書」という。）から同様の情報を既に関連しているため、不開示にする必要はない。</li> </ol>		
諮問年月日	平成21年1月20日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書に記載された個人情報を一部不開示とした処分のうち、別表に掲げる部分は、開示すべきである。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について）</p> <p>県立高等学校の教員等のうち、授業が成立しないなど指導力が不足している教員及び資質に問題のある教員（以下「指導力不足教員等」という。）に対して、校長等は指導・観察記録を作成し、教育委員会に報告するとともに、指導力及び資質の向上に向けて、継続した指導・研修を実施している。</p> <p>この指導・研修によっても改善しない場合、校長は、指導力不足教員等の取扱いに関する要綱に基づき、指導力不足教員等の判定及び人事上の措置について教育委員会に申請し、教育委員会は指導力判定会に意見を求め、その意見に基づき、指導力不足教員等の判定及び人事上の措置を決定している。</p> <p>指導力不足教員等と判定された場合、校長は、指導力不足教員等の状況について、教育委員会に経過報告している。</p> <p>本件行政文書は、上記の過程において作成された文書である。</p> <p>（条例第20条第2項第1号該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施機関は、本件行政文書に記載された情報は、本件発言者と本件高校の信頼関</li> </ol>		

<b>審 査 会 の 由 判 断 理 由</b>	<p>係の下に提供された情報であり、また本件発言者にとって、異議申立人に知られたくないプライバシーに関わるものであるため、開示することにより、本件発言者が特定されると、本件発言者と異議申立人との関係に支障が生じ、本件発言者の正当な利益を侵害するおそれがあることから、本件第三者情報は、条例第 20 条第 2 項第 1 号に該当すると説明している。</p> <p>2 当審査会が確認したところ、本件不開示情報は、本件発言者が識別され、又は識別され得る情報と認められることから、本号前段で規定する「開示を請求した者以外の個人に関する情報」に該当すると判断する。</p> <p>3 本件第三者情報の一部については、本件書証と同様の情報が記載されていることから、異議申立人が了知している情報であることは明らかであり、開示することにより、本件発言者の正当な利益を侵害するおそれがあると認められず、条例第 20 条第 2 項第 1 号に該当しないと判断する。</p> <p>4 本件第三者情報のその余の情報については、異議申立人が了知している情報であることが明らかであるとまでは認められない。また、本件行政文書に記載された内容を考慮すると、本件発言者が識別され、又は識別され得る情報は、通常、本件発言者にとって異議申立人に知られたくない性質の情報であると考えられる。</p> <p>したがって、本件第三者情報のその余の情報は、異議申立人に開示することにより、本件発言者の正当な利益を侵害するおそれがあることから、条例第 20 条第 2 項第 1 号に該当すると判断する。</p> <p>(条例第 20 条第 2 項第 5 号該当性について)</p> <p>1 実施機関は、本件人事管理情報は、本件校長が、異議申立人に係る健康管理上の指導、職務に関する適性及び人事異動上の扱いといった人事管理に関して述べた情報が記載されており、これらの情報は、実施機関が行う事務に関するものであり、開示することにより、本件校長のみならず他校の校長からも、所属職員に関する人事管理上の率直な意見を聴取することが困難になるおそれがあり、ひいては、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 20 条第 2 項第 5 号に該当すると説明している。</p> <p>2 本件人事管理情報は、実施機関が異議申立人に対する人事上の措置を検討するに当たって、本件校長から異議申立人に係る健康管理上の指導、職務に関する適性及び人事異動上の扱いといった報告を受けたものであり、教育委員会がこれらの情報を基に、人事上の措置を検討していることから、人事管理に係る事務に関する情報であると認められる。</p> <p>3 本件人事管理情報の一部については、本件書証又は本件開示文書と同様の情報が記載されていることから、異議申立人が了知している情報であることは明らかであり、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められず、条例第 20 条第 2 項第 5 号に該当しないと判断する。</p> <p>4 本件人事管理情報のその余の情報については、開示することにより、今後、本件校長のみならず他校の校長からも、所属職員に関する人事管理上の率直な意見を聴取することが困難になるおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、本件人事管理情報のその余の情報は、異議申立人に開示することにより、今後も反復、継続される教育委員会が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 20 条第 2 項第 5 号に該当すると判断する。</p>
<b>答 申 年 月 日</b>	平成22年 3 月 1 日 (答申第124号)